

## ④ 消費税における帳簿の記載方法

**Q** : 消費税において、仕入税額控除の適用を受けるには一定の事項を記載した帳簿の保存とそれにかかる請求書等を保存していないといけないそうですが、帳簿はどのように記載したらいいのですか。

**A** : 帳簿には、次の事項を記載しなければなりません。

### 【解説】

会社が、仕入税額控除の適用を受けるには、次の事項を記載した帳簿を保存しておかなければなりません。

#### ①課税仕入れの相手方の氏名又は名称

取引先名簿や電話番号などから課税仕入れの相手方が特定できるときは、略称や屋号で記載してもよい。

#### ②課税仕入れを行った年月日

請求書等を一定期間まとめて作成するときは、帳簿の記載もそのまとめた期間で記載してもよい

#### ③課税仕入れに係る資産又は役務の提供

課税商品と非課税商品がある場合は区分して掲載する必要があるが、課税商品が複数あるような場合は一般的な総称でまとめて記載してよい

#### ④課税仕入れに係る対価の額

なお、いわゆる伝票会計における伝票を勘定科目別、日付別に整理し、これに日計表や月計表等を付加した伝票綴りは、帳簿として取り扱われ、これを保存しているときは帳簿の保存がされているものとされます。

